

第4回 新型インフルエンザ等対策推進会議

生活衛生関係営業（飲食・外食業）に関する意見

（令和5年10月30日 合同庁舎8号館 講堂）

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

理事長 田中秀樹

◇ 全国生活衛生同業組合中央会の構成団体（生活衛生同業組合連合会 16業種）

- ・ 全国理容生活衛生同業組合連合会
- ・ 全日本美容業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国興行生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国麺類生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国食肉生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国すし商生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国中華料理生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国料理業生活衛生同業組合連合会

新型コロナウイルス感染症により甚大な被害を受けている生活衛生業(飲食業)の実情について

令和5年10月30日

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

平素、生活衛生業界に対して、ご指導、ご支援をいただいておりますことに感謝、御礼を申し上げます。

私ども生活衛生業は、不特定多数のお客様にサービスを提供しているため「新型コロナウイルス感染症」(以下「コロナ」という。)の拡大を予防・防止するために最大限の取り組みを真摯に進めて参りました。

ついては、生活衛生同業組合の取組みと、それらの推進状況、衛生行政との連携に際して提起された課題等について以下にお示ししますので、感染症対策の計画に反映していただけるようお願いいたします。

＜コロナ禍における生活衛生同業組合の感染予防、防止等の取組＞

- ① コロナ感染予防の業種別事業継続ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定(業種別14種類)
- ② 各店舗・施設に対するガイドラインの周知徹底及び感染予防策の実践を促進
- ③ ガイドラインの実践状況の確認(評価)・指導(チェックシートを作成し巡回指導を実施(各店舗・施設に対して2回実施))
- ④ 各店舗・施設の事業継続を支援するための情報の提供、支援金、融資等の申請手続きを指導、各種相談への対応 等

1. 生活衛生関係営業及び生活衛生同業組合

生活衛生関係営業は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年法律第164号)の政令によって飲食、宿泊をはじめ18業種が規定され、同法に基づき業種ごとに「生活衛生同業組合」を組織することが許され、さらに、同一業種の組合は全国組織として全国連合会を組織することができることされており、現在16業種の全国連合会が組織されています。

生活衛生業の店舗・施設は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係にありますが、小規模事業者の運営によるものが多く経営基盤が脆弱であるため、コロナ禍の想像以上の長期化による影響は甚大なものとなっています。

生活衛生業者は、戦後は結核やコレラ等、近年は新型インフルエンザやSARS、さらに、飲食関係業種は、O-157、ノロウイルス、鳥インフルエンザなどの様々な感染症等に対処して乗り越えてきた業種であり、その過程で生活衛生同業組合は、日頃から公衆衛生、食品衛生や各業種に関する厚生労働省の衛生管理基準等を遵守するため「衛生水準確保向上事業」や衛生関係の各種研修、講習、セミナー等の実施や受講に取り組んでいます。また、飲食関係の組合は保健所と連携して実施されている食品衛生指導員活動にも多くの組合員が指導員として参画しているほか、組合役員や組合員の中には知事が委嘱する経営特別相談員もあり、公衆衛生や感染症に関する一定の知識と経験を有していますので、業界自らが感染症の予防・防止に取り組み、衛生行政に協力、サポートできるものと考えています。

2. 衛生行政との連携、サポート

令和2年1月15日に我が国初のコロナ感染が確認されて以降、暫らくの間は保健所や市区町村の衛生行政はコロナ感染者等への対応や体制確保のために手一杯となっている状況が報道等によって明らかとなったため、生活衛生同業組合としては策定したガイドラインの周知と遵守指導を早急に進めるためには、組合自らも有効な取り組みを実施する必要があると判断し、全国生活衛生営業指導センターと連携してガイドライン・チェックシートによる巡回指導・相談事業を実施しました。

チェックシートは業種別のガイドライン同様14種類作成し、それぞれのガイドラインに示されている感染防止の遵守事項ごとにチェック欄を設け、かつ、必須項目には目印を付して確実に実施するよう指導しました。

また、チェックシートには、行政から給付される支援金等を申請したか、経営状況が悪化して困っていないか、相談したいことはないかなどを確認の上記入し、経営指導や融資相談事業の専門家と連携して事業者の支援に取り組みました。

チェックシートの項目数は業種によって異なり50~150項目となり、巡回指導時は、これらのチェック項目に関して店舗・施設の事業者、店長や責任者と同行して店内等を回り、各項目に沿って感染防止・予防対策の実践状況を確認するとともに改善を指導しました。その結果、必須項目と全チェック項目の80%以上について実践が確認できた場合は1回目の巡回指導の際に「感染防止対策取組店」の証（OKマーク）を交付し、80%に満たない場合は2回目の巡回時までには改善するよう具体的に指導し、2週間程度経過後の2回目の巡回指導時に必須項目の実施と60%以上の項目の実践が確認された場合に「OKマーク」を交付しました。

巡回指導・相談事業は、各業種の生活衛生同業組合役員、支部長や経営特別相談員など各業態に詳しく公衆衛生に関する研修、講習等を受講し、ガイドライン、チェックシート巡回事業の趣旨や内容説明・指導・相談に対応できる知識を有している者が対応しました。

以上のように、生活衛生同業組合のネットワークやマンパワーは、緊急事態において一定程度、衛生行政をサポートすることが可能であり、それは業界自らが業界を守るということですので、平時から行政と連携を図るための会議体を設けることが必要と考えます。また、目的は多少異なるものの既に生活衛生の事業として衛生行政、保健所、業界役員等が参集する会議があり、活用することを検討しては如何でしょうか。

3. コロナ禍における飲食業界に対する規制

コロナ禍において想像を絶する甚大な影響を受け困惑した生活衛生業界の中でも、特に、飲食関係業種については、報道等によって全ての飲食店が感染拡大の原因であるかのような（飲食店悪者）イメージが広がったことは大変残念に思っています。

当組合の事業者の多くは、アルコール販売規制、営業時間規制の対策を実施したことによる感染防止上の効果・評価、また、感染拡大の事例分析の結果について十分示されていない(個人情報不要)ことに不満を感じていますので新たな感染予防対策への準備、取り組みのためにも感染拡大事例の分析は、各業種の学びの事例として開示してください。

生活衛生同業組合の店舗・施設においては、従業員等が感染した事例はあってもクラスター発生の情報は確認されておらず、営業を規制したことは厳し過ぎたのではないかとの意見が出ています。

また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を改正し、緊急事態宣言下において知事の要請等に違反した場合には罰則を適用するとし、条例によって違反を摘発することとした自治体があったものの殆ど適用されず、違反店舗(営業時間規制に反して事業継続)の近接同業者で規制を遵守する事業者の不満が生じている事例も多く見聞きしました。

政府においては、コロナ感染、クラスター発生の詳細が明確となっており、組合からも飲食店が感染拡大の原因であるなら、その感染ルートや実情（個々の感染案件において店舗側が怠っていた具体的な感染予防策、また、改善されていれば感染防止できたと指摘される具体的内容等）の詳細について公表（個人情報、店舗名は不要）するとともに改善手法について指導いただくことで、組合の巡回指導や情報発信機能等によって個々の事業主、店舗・施設に対して広く周知・指導することが可能です。

4. 要請協力者への補償、支援

知事の要請に従い休業や、時間短縮営業等となった場合、要請に伴う店舗・施設の売上減少等について補償、支援していただくことは今後も強く要請しますが、業種や事業規模等によって影響も異なるため、補償金・協力金等の金額は一律とせず、前年・前々年の所得等と比較するなどして事業者間で不公平とならないよう配慮をお願いします。

補償金・協力金の給付が急がれることは理解しますが、今後の取り扱いに向けては不公平感が生じないよう客観的な評価による基準の適用を可能とする方法を予め検討・準備してください。

また、補償金・協力金の給付に際しては、事務手続きを簡素化するように強く求めます。

特に、パソコン等のIT機器に不慣れな者への配慮をお願いします。

5. お客様の感染予防モラル(倫理・道徳)の向上

飲食店が感染拡大の場所となっているケースが多いとしても、組合員である事業主や従業員等からは、お客様の中には感染予防・防止についてのモラルが低い方もおり、飲食店の経営が苦しい中で費用を負担してガイドラインを真摯に遵守しても、お客様のご理解、ご協力がなければ感染は防止できないとの多くの声がありました。

このため、改めて国民に対する感染予防策の遵守について啓発を徹底し、日本人の公衆衛生モラルの維持、向上を平時から図っていただくよう切にお願いします。

厳しい経営状態の中で真面目に感染防止対策に取り組んでいる飲食業界に働く者、特に、当組合員はコロナ禍における「飲食店いじめ」に限界を感じていましたし、罰則を科さなければ規制を守れない飲食店と認識されていたことにも落胆しています。

6. 都道府県知事の機動性向上と業界の理解、協力

コロナ禍が国内各地でみられる現状で都道府県知事の機動性を向上することは必要であると考えますが、「第三者認証制度」については、国と都道府県知事の異なる権限による感染防止対策への取組の差異が事業者にとって理解しにくく、知事による第三者認証は地域によって基準が異なるため、組合の全国組織等によって統一した指導・相談を行うことが難しく、ガイドラインの基準との乖離にも馴染めない状況が見られたため、ガイドラインの巡回指導を中断することとなりました。

生活衛生同業組合は、業界、組合員を守るためにも衛生行政への協力

を惜しむことはなく、行政は組合組織のネットワーク、マンパワー等を信頼して有効に活用、連携することによって行政も一層効率的な体制強化、マンパワーの配分が可能となると考えます。

国民の権利や自由について制限を強化することとならないようお願いするとともに、国民生活と密接な関係にある私ども生活衛生業を制限することは、国民生活にとっても不自由な状態をつくることに十分留意願います。